

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第21号

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この規則において「<u>実用化研究事業者</u>」とは、実用化研究を行う<u>民間事業者</u>で県内の事業所等を研究開発活動の拠点とするものをいう。</p> <p>6 略</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 メカトロ研究室及びバイオ研究室を利用することができるものは、知事が定める研究テーマに沿った研究開発を行う共同研究グループ又は<u>実用化研究事業者</u>とする。</p> <p>2 一般研究室を利用することができるものは、共同研究グループのうち実用化研究を行うもの又は<u>実用化研究事業者</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 研究室（屋上を含む。第6条第3項第2号及び第8条第2項において同じ。）又は産学官連携推進室（以下「研究室等」という。）に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする共同研究グループの代表者、<u>実用化研究事業者</u>又は連携推進事業法人は、知事が定める日までに、研究室等利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この規則において「<u>実用化研究企業</u>」とは、実用化研究を行う<u>法人</u>で県内の事業所等を研究開発活動の拠点とするものをいう。</p> <p>6 略</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 メカトロ研究室及びバイオ研究室を利用することができるものは、知事が定める研究テーマに沿った研究開発を行う共同研究グループ又は<u>実用化研究企業</u>とする。</p> <p>2 一般研究室を利用することができるものは、共同研究グループのうち実用化研究を行うもの又は<u>実用化研究企業</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 研究室（屋上を含む。第6条第3項第2号及び第8条第2項において同じ。）又は産学官連携推進室（以下「研究室等」という。）に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする共同研究グループの代表者、<u>実用化研究企業</u>又は連携推進事業法人は、知事が定める日までに、研究室等利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の研究室等利用許可申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 研究室又は産学官連携推進室を利用しようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 略</p>

イ 共同研究グループ、実用化研究事業者又は連携推進事業法人であることを明らかにする書類

ウ・エ 略

(2) 略

3～5 略

(利用期間等)

第6条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、研究室に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可又は当該利用の許可に係る同条後段の規定による変更の許可を受けたもの（以下「研究室利用者」という。）のうち実用化研究事業者について、知事が特に必要があると認めるとき。

4 略

(報告)

第12条 略

(1) 略

(2) 実用化研究事業者及び連携推進事業法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったとき。

(3)・(4) 略

(使用料の減免)

第16条 研究室利用者のうち、実用化研究事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。次項において同じ。）で、県が実施するビジネスモデルの企画に係る公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出したものであって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を免除する。

2 研究室利用者のうち、実用化研究事業者で、次の各号のいずれかに該当するもの（前項に規定する者を除く。）については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。

イ 共同研究グループ、実用化研究企業又は連携推進事業法人であることを明らかにする書類

ウ・エ 略

(2) 略

3～5 略

(利用期間等)

第6条 略

2 略

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、研究室に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可又は当該利用の許可に係る同条後段の規定による変更の許可を受けたもの（以下「研究室利用者」という。）のうち実用化研究企業について、知事が特に必要があると認めるとき。

4 略

(報告)

第12条 研究室等利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(1) 略

(2) 実用化研究企業及び連携推進事業法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったとき。

(3)・(4) 略

(使用料の減額)

第16条 研究室利用者のうち、実用化研究企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものについては、知事が別に定めるところにより、使用

(1)・(2) 略

(3) 創業後5年以内の事業者で、創業支援塾等（公益財団法人かがわ産業支援財団が実施する創業支援塾又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業として実施されるものをいう。）を修了した者であって、知事が特に必要と認めるもの

3 前2項の規定による免除又は減額を受けようとする者は、あらかじめ、研究室使用料減免申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

料を減額する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、研究室使用料減額申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

第6号様式（第16条関係）

研究室使用料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の 年度における使用料の免除・減額を受けた
ので、次のとおり申請します。

使用料の <u>免除・減額</u> の対象 となる研究室	1 メカトロ研究室 2 バイオ研究室 3 一般研究室 全部利用 (室) 4 一般研究室 分割利用 (室)
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料の <u>免除・減額</u> を受け る理由	
連 絡 先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	F A X 番号
備 考	

第6号様式（第16条関係）

研究室使用料減額申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の 年度における使用料の減額を受けたいので、
次のとおり申請します。

使用料の <u>減額</u> の対象となる 研究室	1 メカトロ研究室 2 バイオ研究室 3 一般研究室 全部利用 (室) 4 一般研究室 分割利用 (室)
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料の <u>減額</u> を受ける理由	
連 絡 先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	F A X 番号
備 考	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。